

食育基本法及び食育推進基本計画に基づく食育の推進

○食育の取組は、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき推進。食育基本法では、食育の基本理念や方向性等が示されており、食育推進基本計画では、状況等に応じた重点事項（課題）等を設定。

食育基本法

- ・ 食育は、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」もの。（略）生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎。
- ・ 国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、（略）地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与すること
- ・ 国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、（略）心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、（略）食育の推進に取り組んでいくこと

第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）の重点事項

- （1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- （2）持続可能な食を支える食育の推進
- （3）「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進
 - ・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

第5次食育推進基本計画の重点事項の方向性（案）

第5次食育推進基本計画における重点事項の設定に向けて

（現状・課題）

- 改正食料・農業・農村基本法には、消費者の役割が規定され、食料・農業・農村基本計画には、学校等での食育の強化や「大人の食育」の推進等の食育の推進が位置づけられたところ。
- 第4次食育推進基本計画の目標の達成に向けては、改善が進んでいない事項も多く、また、取組主体によっては、食育の取組状況に差も見られるところ。このため、改めて、**国民運動として食育を実践**していく必要がある。
- そのような中で、特に以下のような課題が顕在化。
 1. 家庭や地域での**健全な食生活の実践が困難な場面の増加**
 2. 食の在り方の変化等に伴う**大人の食生活の乱れ**
 3. 国民の食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**

（重点事項の設定）

- 第5次食育推進基本計画では、今後5年間（令和8～12年度）、特に取り組むべき重点事項を以下の通り、設定してはどうか。
＜重点事項の方向性＞
 - (1) **学校等での食や農に関する学びの充実**
 - (2) **健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進**
 - (3) **国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大**
- これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化や取組の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善、行動変容に向けた気運の醸成等**を検討

(参考)第4次食育推進基本計画の概要

食育基本法

(平成17年法律第63号(衆法))

目的:食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議

(食育基本法第26条)

会長:農林水産大臣

委員:関係する国務大臣

民間有識者

食育推進評価専門委員会

(食育推進会議会長決定)

構成員:食育推進会議の民間有識者等

食育推進基本計画

(食育基本法第16条)

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

〈食をめぐる現状・課題〉

- 農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- 地球規模の気候変動の影響の顕在化
- 食品ロス(推計)約464万トン(令和5年度)
- 新型コロナによる「新たな日常」への対応
- 社会のデジタル化
- 持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月31日 食育推進会議決定

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進
- 1. **重点事項**

〈重点事項〉

国民の健康の視点

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

〈重点事項〉

社会・環境・文化の視点

持続可能な食を支える食育の推進



〈横断的な重点事項〉 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

横断的な視点

2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

- 目標の考え方
- 2. 食育の推進に当たっての**目標(16目標・24目標値)**

第3 食育の総合的な促進に関する事項

具体的な施策

1. 家庭における食育の推進:

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進:

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進:

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等:

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等:

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

4. 食育推進運動の展開:食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進:

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(参考) 「第4次食育推進基本計画」フォローアップ 中間取りまとめ

- 第4次食育推進基本計画の中間年に当たる令和5年度に、同計画に基づくこれまでの取組状況をフォローアップした結果や今後重点的に取り組むべき事項などについて中間取りまとめを実施

今後重点的に取り組むべき事項

第4次食育推進基本計画の24の目標のうち計画作成時の値と現状値の比較が可能な19の目標について、数値の進捗を分析
→ 8の目標で数値が改善、11の目標で数値が悪化

フォローアップの結果

1. 食育をめぐる諸課題の横断的解決に資する取組

(1) 学校等における食育推進の強化

- ・栄養教諭を中心とする校内食育推進体制を整備
- ・学校と地域との連携・協力関係を強化し、学校給食での地場産物を活用した食育の取組を拡大
- ・乳幼児段階における食育の重要性について一層の理解を促進 等

(2) 民間事業者による幅広い食育活動の展開

- ・大人の消費行動の変容に向けた「大人の食育」の実現、食関連事業者による取組の展開を促進
- ・外食・中食産業等の取組の認知度向上等の取組を促進
- ・事業者間の協働による食育情報の効果的な発信 等

2. 食育をめぐる課題解決に向けて強化が必要な取組

(1) 正しい食習慣の定着と食文化の継承を図る取組

- ・食の更なる「貧困化」を回避するため、より身近な場面での食育や食育の実践に向けた効果的なプロモーションを推進
- ・地方公共団体内の関係部局の連携や、食文化継承に向けた活動主体間の連携・協働を推進 等

(2) 農林漁業への理解を醸成する取組

- ・農林漁業体験や産直活動、C S A (地域支援型農業)といった産地と消費者との結び付きを強める機会を拡大 等

（参考）食料・農業・農村基本法の改正

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）改正の概要

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他食料、農業及び農村をめぐる諸情勢が大きく変化していることを受け、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、令和6年常会に改正法案を提出し、令和6年5月29日に成立。
- 本改正法は、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を規定。

食育の推進に関する改正食料・農業・農村基本法の規定

（消費者の役割）

第十四条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、**食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。**

(参考) 食料・農業・農村基本計画における食育の推進に関する記載

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）

IV 国民理解の醸成

1 食育の推進

食育は、生きる上での基本であって、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するものとともに、心身の成長及び人格の形成にも大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである。食育の取組は、「食育基本法」（平成17年法律第63号）及び食育推進基本計画に基づき、目標を定め推進しているが、食料・農業・農村基本法第14条においても、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされている。

このため、農業の生産現場の実態などに対する消費者の理解を深める観点からも、以下の食育の取組を推進する。

（1）学校等での食育の強化

（略）関係府省庁が連携して、学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物や有機農産物の活用の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等に関する指導や農業教育の推進などを通じ、食や農業について学ぶ機会を充実させる。

（2）「大人の食育」の推進

（略）若者、高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた課題を整理し、認識の共有を図るとともに、消費者に直接働き掛ける食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動、食生活の改善につながる商品の展開や、職場における従業員等への食育等を推進する。

（3）国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大

（略）生産者の努力を実感し、国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮めることにつながる農業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組を強化する。（略）

（4）行動変容に向けた機運の醸成等

（略）国や地方公共団体等における食育推進体制の更なる充実や学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ産学官連携による新たな体制の構築、ボランティアなどの食育を進める人材の育成・拡大を図る。